

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和3年1月29日（金）午前8時56分～午前9時31分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者	副市長、教育長、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、子ども家庭部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者
議 題	1 令和3年第1回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。なお、議案番号15の提案理由については、見直すこと。 議題2：第1回市議会定例会の招集期日は、2月26日（金）である。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。） （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和3年第1回市議会定例会提出議案について (1) 専決処分の承認を求めることについて （企画財政部長説明） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。 新型コロナウイルスワクチンの接種に必要な体制を整備するため、緊急に予算措置を講ずる必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、必要経費を計上した令和2年度武蔵村山市一般会計補正予算（第8号）を専決処分したものである。 専決処分年月日については令和3年1月22日である。 （結 論） 提出議案として決定する。 (2) 令和3年度武蔵村山市一般会計予算 （企画財政部長説明） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。 （結 論） 提出議案として決定する。 (3) 令和3年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算 （市民部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第１項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(4) 令和３年度武蔵村山市介護保険特別会計予算

（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第１項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(5) 令和３年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計予算

（都市整備部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第１項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(6) 令和３年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算

（市民部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第１項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(7) 令和３年度武蔵村山市下水道事業会計予算

（建設管理担当部長説明）

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２４条第２項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市基本構想について

(企画財政部長説明)

武蔵村山市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、新たに基本構想を定める必要があるので、本案を提出する。

第五次長期総合計画は、基本構想及び基本計画で構成されている。基本構想の構成は「第1編 基本構想」、「第1章 計画の概要」、「第2章 計画の背景と課題」、「第3章 まちづくりの目標」となっている。

計画期間については、令和3年度から令和12年度までとしている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(総務部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責について定める必要があるので、本案を提出する。

市長等が市に対して損害賠償責任を負った際、その原因となった行為が善意かつ軽過失であった場合には、一定額を超える損害賠償責任について免責することを定めるものである。

施行期日については、公布の日からとし、施行の日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

なお、本案件については例規文書審査会に付議するものとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 武蔵村山市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金条例

(企画財政部長説明)

東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金を財源とした基金を活用して、新型コロナウイルス感染症対策等の事業を実施するため、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症対策事業等に対する経費に充てるため、武蔵村山市新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金基金を設置する。

積立額については、令和2年度一般会計補正予算（第9号）に

37, 837千円を計上予定である。なお、計上予定金額については現在調整中のため、今後若干の変動がある。

施行期日については、公布の日からとし、例規文書審査会に付議するものとする。

なお、本条例については令和4年3月31日限り、効力を失うこととする。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (11) 武蔵村山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

(企画財政部長説明)

火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

別表第1及び別表第2で引用する「緊急通報システム事業」が改称されたことから、これを「救急通報システム事業」に改めるものである。

施行期日については、令和3年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (12) 武蔵村山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(総務部長説明)

一般職の職員の通勤手当の支給区分を改定する必要があるので、本案を提出する。

通勤のため自転車等を使用することを常例とする職員（交通用具利用者）の通勤手当の額を定めた別表第3について、交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員の区分（通勤困難区分）を廃止するものである。

施行期日については、令和3年4月1日からとする。

なお、本案件については職員組合と協議中であったが、この度、合意が得られた。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (13) 武蔵村山市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

(企画財政部長説明)

小中学校の屋内運動場に設置されている空調設備について、スポーツ団体等の使用を認め、これに係る使用料を徴収する必要がある

あるため、本案を提出する。

別表第1中に「屋内運動場空調設備 1時間につき 550円」を加えるものである。また、その他所要の改正を行うものである。

施行期日については、令和3年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 武蔵村山市児童遊園条例の一部を改正する条例

(環境担当部長説明)

児童の健全な遊びの用に供する施設の充実を図るため、新たに三ツ木五丁目児童遊園を設置する必要があるので、本案を提出する。

別表中に「三ツ木五丁目児童遊園 武蔵村山市三ツ木五丁目34番地の9」を加えるものである。

施行期日については、公布の日からとする。

なお、三ツ木五丁目児童遊園の設置は、都市計画法第29条の開発行為に伴う無償譲渡によるものである。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市営住宅条例の一部を改正する条例

(都市整備部長説明)

武蔵村山市営本町住宅の廃止に伴い、武蔵村山市営本町住宅の項を削除する必要があるため、本案を提出する。

市営本町住宅については、令和2年9月30日をもって全ての入居者の退去が完了した。令和2年度中に市営本町住宅を取り壊し、用途廃止の手続をすることが決定されていることから、別表武蔵村山市営本町住宅の項を削るものである。

施行期日については、公布の日からとする。

(質 疑)

○ 今まで、公の施設を廃止する場合の提案理由については「○○の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する」としていたため、記載内容を合わせた方が良い。

● 提案理由について記載内容を検討する。

(結 論)

提出議案として決定するが、提案理由については見直すこと。

(16) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

(市民部長説明)

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和2年9月4日に公布され、平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準に関する規定を改めるものである。

施行期日については、公布の日からとし、令和3年1月1日から適用する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(17) 武蔵村山市介護保険条例の一部を改正する条例

（高齢・障害担当部長説明）

第七期介護保険事業計画の満了により保険料を改定するとともに、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

第1号被保険者の保険料の各段階保険料の額を改めるものである。また、保険料率の算定に関する基準に係る規定の整備を行うものである。

施行期日については、令和3年4月1日からとする。ただし、保険料率の算定に関する基準に係る規定の整備については、令和3年1月1日から適用する。

（結 論）

提出議案として決定する。

(18) 武蔵村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（高齢・障害担当部長説明）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、夜間対応型訪問介護におけるオペレーターの配置基準等の緩和等について規定する必要があるので、本案を提出する。

夜間対応型訪問介護におけるオペレーターの配置基準や併施設等職員の職員と兼務とする規定等について、所要の改正を行うものである。

施行期日については、令和3年4月1日からとする。

なお、当該省令の一部改正省令は、令和3年1月下旬に公布予定である。

（結 論）

提出議案として決定する。

- (19) 武蔵村山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の一部改正に伴い、管理者の配置基準の緩和等について規定する必要があるので、本案を提出する。

介護予防認知症対応型通所介護における管理者の配置基準について、事業所の管理上支障がない場合は、本体施設・事業所の職務と併せて介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することを可能とする規定等について、所要の改正を行うものである。

施行期日については、令和3年4月1日からとする。

なお、当該省令の一部改正省令は、令和3年1月下旬に公布予定である。

(結論)

提出議案として決定する。

- (20) 武蔵村山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴い、感染症対策の強化等について規定する必要があるので、本案を提出する。

感染症対策の強化のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）等の実施に関する規定について、所要の改正を行うものである。

施行期日については、令和3年4月1日からとする。

なお、当該省令の一部改正省令は、令和3年1月下旬に公布予定である。

(結論)

提出議案として決定する。

(21) 武蔵村山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(高齢・障害担当部長説明)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、質の高いケアマネジメントの推進等について規定する必要があるため、本案を提出する。

事業所が作成したケアプランにおける各サービスの割合等を利用者に説明することを求める規定等について、所要の改正を行うものである。

施行期日については、令和3年4月1日からとする。ただし、第20条の改正規定については、令和3年10月1日から施行する。

なお、当該省令の一部改正省令は、令和3年1月下旬に公布予定である。

(結論)

提出議案として決定する。

(22) 武蔵村山市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

(建設管理担当部長説明)

道路構造令の一部を改正する政令（平成31年4月19日政令第157号）及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年11月20日政令第329号）の施行に伴い、自転車通行帯及び歩行者利便増進道路の設置に関する規定の整備等を行う必要があるため、本案を提出する。

概要について、1点目は自転車通行帯の設置及び構造に関する基準を新規追加するものである。2点目は歩行者利便増進道路の設置及び構造に関する基準を新規追加するものである。3点目は交通安全施設に自動運行補助施設を新規追加するものである。4点目は文言の整理及び条ずれを修正するものである。

施行期日については、公布の日からとする。

(結論)

提出議案として決定する。

(23) 令和2年度武蔵村山市一般会計補正予算（第9号）

(企画財政部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規

定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(24) 令和２年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第
3号）

（市民部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規
定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(25) 令和２年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第３号）

（高齢・障害担当部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規
定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(26) 令和２年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補
正予算（第３号）

（都市整備部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規
定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(27) 令和２年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３
号）

（市民部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規
定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(28) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長説明)

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

空堀川の拡幅整備事業に伴う沿線土地の機能回復を図るため、市道路線として認定するものである。

路線名は一般市道A第306号線で、起点は武蔵村山市神明三丁目88番地先、終点は武蔵村山市神明三丁目102番地先である。幅員は4.00mで、延長は218.13mである。

(結論)

提出議案として決定する。

(29) 市道路線の認定について

(建設管理担当部長説明)

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

開発行為に伴い築造した道路について、市道路線として認定するものである。

路線名は一般市道E第307号線で、起点は武蔵村山市三ツ木五丁目37番地先、終点は武蔵村山市三ツ木五丁目34番地先である。幅員は5.00mで、延長は109.94mである。

(結論)

提出議案として決定する。

【追加予定】

(1) 教育委員会教育長の任命について

(企画財政部長説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、本案を提出する。

武蔵村山市教育委員会教育長 池谷 光二 氏が令和3年3月31日付で任期満了となるので、後任の教育長を任命するものである。

教育長の任期については、令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（任期3年）である。

なお、本案件については追加予定とする。

(結論)

提出議案として決定する。

(2) 令和2年度武蔵村山市一般会計補正予算（第10号）

（企画財政部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

なお、本案件については追加予定とする。

（結 論）

提出議案として決定する。

【報告事項】

(1) 専決処分の報告について

（建設管理担当部長説明）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月8日（火）午後7時10分頃、乙が主要市道第64号線を北から南へ小型自動車で行中、道路左側に設置されていた縁石が外れて路上に落ちていたため、車両の左前部バンパーが衝突し、これが破損したものである。

修理見積額は246,862円であるが、乙の過失（2割）を控除した197,490円を乙に支払うものである。

示談については、現時点では締結されていないが、近日中に締結する見込みである。

（結 論）

報告事項として決定する。

(2) 武蔵村山市第五次障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画について

（高齢・障害担当部長説明）

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第8項の規定により、報告する。

令和3年度から令和5年度を計画期間とする武蔵村山市第五次障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画を策定したことについて、これを議会に報告するものである。

（結 論）

報告事項として決定する。

【諮問事項／追加予定】

(1)・(2) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

	<p>(企画財政部長説明)</p> <p>人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。</p> <p>令和3年9月30日をもって、人権擁護委員 小峯 喜美恵 氏と同じく 蓮沼 大通 氏の任期が満了となるため、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。</p> <p>人権擁護委員の任期は、令和3年10月1日から令和6年9月30日まで（任期3年）である。</p> <p>なお、本案件については追加予定とする。</p> <p>(結 論)</p> <p>諮問事項として決定する。</p> <p>議題2 その他</p> <p>令和3年第1回市議会定例会の招集期日について</p> <p>令和3年第1回市議会定例会の招集期日は2月26日（金）である。</p>
--	---

<p>会議録の開示 ・非開示の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 開 示</p> <p><input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)</p>
--------------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>企画財政部 企画政策課（内線：374）</p>
--------------	----------------------------

(日本工業規格A列4番)